

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

資料4

団体名：公益社団法人 日本アイソトープ協会

番号	本文・別紙	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	新旧対照表	4頁9行目	左欄6-5) 右欄6-3)の「なお書き」以降を示しているところがあるが、この記述では計算によって求められることが読み取れない。これまでどおり具体的な記載をするべきではないか。また、計算で求める場合は、放射線測定器の点検及び校正は不要である旨のことも合わせて記載すべきと思われる。	原案のとおり
2	別紙	7頁	2.のタイトル 記載内容が測定器の点検と校正についてなので、「・・・の測定に用いる測定器の点検と校正について」等具体的に示していただきたい。	御意見を踏まえ検討・修正 (御意見を踏まえ、より適切な表現に修正します。)
3	別紙	8頁11行目	2-2 計量法に基づく「校正」と「機能確認」は別物である。「第20条で定める校正」に該当するものとみなす。」又は「第20条で定める校正は、計量法で定める校正の他、●●●を含むこととする」のような表現が適切ではないかと思われる。	御意見を踏まえ検討・修正 (御意見の旨は原案の表記において示しているものと考えますが、御意見を踏まえ、より分かりやすい表現を検討します。)
4	別紙	9頁	2-4の脚注6 線量当量の括弧書きに「3ミリメートル線量当量」があるが、これは「場」の測定に含まれないため適切ではないと思われる。	御指摘のとおり修正(御指摘のとおり、「3ミリメートル線量当量」の記載は削除するよう修正します。)
5	別紙	10頁	2-5 実施計画は測定器の性能を維持するよう計画するものであり、帳簿の保	原案のとおり

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			存期間に影響されるものではないため、「実施計画は、・・・5年以内とすべきである。」は適当ではないと思われる。	
6	別紙	10 頁	2-5 「校正を実施しなかった場合にあって、その旨を帳簿に記帳する」とあるが、第 24 条第 1 項第 1 号タ号には「点検又は校正」とあり、記帳の義務はないのではないか。例として、第 20 条第 4 項第 5 号 2 では該当がなければ記録していないと思われる。	原案のとおり（御意見の部分は、規則第 24 条第 2 項の規定に基づく対応（帳簿の閉鎖）に係る参考として示したものです。） ※日本放射線安全管理学会の 7 番 (P8) に同旨の御意見あり
7	別紙	11 頁	図 例示 機能確認は「校正」とみなされるため、「○」と「◎」区別する必要はないと思われる。	原案のとおり（図の例示（サーベイメータの例）においては、機能確認とそれ以外の方法による組合せにより校正を実施することを示すため、「○」と「◎」を区別して表したものです。）
8	別紙	11 頁	図 例示 毎年点検を実施すれば、校正として数年に 1 回程度の機能確認を行なうこととしても要件を満足すると考えてよろしいか。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
9	別紙	13 頁	別表 3 C 「規則第 20 条の校正」として適用できるもの」とあるが、D 及び E も同様と思われる。	原案のとおり（別表 3 の「C」において示すものは、放射線測定器に係る J I S

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

				であり、複数の試験方法が示されているものがあることから、原案の表記としたものです。）
--	--	--	--	--

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会

番号	本文・別紙	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	別紙	7頁3行目	<p>「一時立入者の外部被ばく線量の測定に関する・・・2.と同様とする。」までについては、以降の記述が100マイクロシーベルトを超えてを指していることから、</p> <p>測定義務のない一時的立入者について記載していると考えられます。不用な混乱を避ける意味においても、第一段落は削除すべきではないでしょうか。</p> <p>第二段落で100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのある一時的立ち入り者について説明し、第四段落でおそれのない一時立ち入り者について自主的に実施と説明がある。第一段落「一時立入者の外部被ばく線量の測定に関する・・・2.と同様とする。」は第二段落を指していると思われるが、誤解を招きやすいと思われ、削除するか、第一段落にも100マイクロシーベルトを超えるおそれのある者を追記してはいかがでしょうか</p>	<p>御意見を踏まえ検討・修正 (御意見を踏まえ、本ガイド案の1-2の段落構成を見直し、分かりやすくなるよう修正します。)</p> <p>※日本放射線安全管理学会の6番(P7)に同旨の御意見あり</p>
2	別紙	7頁14行目	<p>法令で測定義務のない100マイクロシーベルトを超えて被ばくする恐れのない一時立入者に自主的とは言え測定の実施と定め(予防規程等が想定)を求めている。予防規程に記載したことは確実に実施しなければならない。基礎のRI利用が停滞する中での規制強化は利用の消滅さえ懸念される。線源管理→環境管理(作業環境測定)→個人管理(被ばく)→個人管理(健康診断)のより上流側の取り組みにより作業者や公衆の安全確保するのがより安全側であり(線源がなければ、作業場の線量・R</p>	<p>原案のとおり(御意見の部分は、外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのない一時的立入者について、測定を求めるものではありません。)</p>

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			I 濃度が低ければ安全)、望ましいのではないでしょうか。	
3	別紙	9 頁 3 行目	「点検及び校正を、一年ごとに、組み合わせで行なう」の表現はわかりにくい。11 頁の例示から読み取ると、測定の点検と校正からなる実施計画を定めて、例えば 3 年の中で点検は毎年、校正は 1 回実施すると理解した。作業環境等を業として行なう機関は別としても、許可届出使用者や許可廃棄業者の行う測定に関する点検・校正は 5 年くらいの中で、特に校正の時期は現有の測定器の台数に限りがあるので、この期間の内で選択できると有り難い。制度設計や運用にあったっては、計量法の有効期限（騒音計 5 年、振動計 6 年、ガラス製 pH メータ 2 年）などを参考に、放射線測定器の実質的な性能保持期間を考慮していただきたい(例：電離箱＞シンチ＞GM)。	原案のとおり
4		同箇所	現実的には事業所の規模により、測定器の 1 年毎の点検および校正の頻度は異なる。事例として少ないと思われる、100 マイクロシーベルトを超える恐れのある一時立ち入り者のために、毎年のように校正を行う事は費用、労力の上で負担が重い。点検及び校正を、事業所ごとに定めた定期的な頻度で組み合わせで行う」にしていきたい。	原案のとおり

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：大学等放射線施設協議会

番号	本文・別紙	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	別紙	6頁-	点検及び校正に係る「測定の信頼性を確保するための措置」について、JISに準拠など緩やかな表現にさせていただき、必ずしも外部機関への依頼を必要としない場合も記載願いたい。JISの規定といっても多数の項目があり、すべてを網羅するのは現実的でない。	原案のとおり

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本放射線安全管理学会

番号	本文・別紙	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	別紙	全体	IAEA の SARIS (Self-Assessment of the Regulatory Infrastructure for Safety) などに準拠するように国際的に標準なものをより利用してはどうか。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
2	別紙	全体	日常の放射線管理では、放射線管理会社も貢献している実態があるので、それを明示的に反映したものとすべきではないか。今後の規制整備に GSG-7 などを反映。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
3	別紙	8 頁 23 行目	点検及び校正を適切に行うとあるが、「適切に」の共通理解が各放射線施設で進むようにしていただきたい。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
4	資料 1 別表 4	14 頁	代表的な測定器と校正の方法を示されたとのことですが汚染の状況の測定および排水測定の据置型の γ 線の欄には Ge 半導体検出器が挙げられています。一般的には Ge 半導体検出器ではなく、オートウェル γ カウンタを使用している施設のほうが多いと思われるので、参考資料とするには、より一般的な測定器を挙げていただきたい。	御意見を踏まえ検討・修正 (御意見を踏まえ、例示する内容を検討します。)
5	別紙	6 頁～	別紙もガイドの内容に含まれるのか。もしそうであれば、ガイド本文に記載すべきではないか。	原案のとおり
6	別紙	7 頁、12 頁	P7 の一時立入者に関する記載内容と、p12 の別表 1 の記載内容が同一の内容を示しているように読めない。別表 1 の措置内容は 1-2 のなお書きに該当するものであると読めるが、それであれば、当該内容はなお書きではなく、本文として記載すべきではないか。	日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会の 1 番 (P4) と同じ

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

7	別紙	10 頁 16-18 行目	P10 のなお書きは、規則第 24 条第 1 項第 1 号タでは要求されていない内容であるが、記載を要求するものなのか。それとも記帳することが望ましいということなのか。	日本アイソトープ協会の 6 番 (P2) と同じ
---	----	------------------	--	-----------------------------

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本放射線技術学会

番号	本文・別紙	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	本文・改正後 6-2)	3 頁左 7 行目	「測定に用いる放射線測定器ごとに点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ」 測定を外部委託としている場合、委託業者側の手法がこの項目に該当する。事業者側の放射線障害予防規程への記載は難しいのでは？ 委託業者側の文書を保管することでよいか？	原案のとおり
2	本文・改正後 6-3) ①	3 頁左 14 行目	「測定の信頼性を確保するための措置」 測定を外部委託としている場合、委託業者側の手法がこの項目に該当する。事業者側の放射線障害予防規程への記載は難しいのでは？ 委託業者側の文書を保管することでよいか？	原案のとおり
3	本文・改正前 6-3)	3 頁右 17 行目	「本項の内容のうち「なお書き」以降の部分については改正後の 6-5) に記載。」 改正後の 6-5) は 「放射線施設の状況等に照らし、6-2)、6-3)①、6-3)②及び 6-4) の測定の実施について、その他必要な事項を規定すること。」 とあるが、この中に 「放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出すること。」 という内容が含まれることになる。 6-3)①、6-4) は測定が求められる、また 6-3)②は医療機関では困難であるため、	原案のとおり

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			「放射線施設の状況等に照らし、6-2)、6-3)②の測定の実施について、その他必要な事項を規定すること。」 としてはいかがか？	
4	別表 2	12 頁 14 行目	「放射線測定器の保守管理担当者」とはどのような者（資格者・責任者）を指すのか？ その旨を放射線障害予防規程上に記載が必要か？	原案のとおり（ここでは、単に、放射線測定器の保守管理を担当する者を示しています。 また、放射線測定器の保守管理を担当する者に関する職務及び組織について、放射線障害予防規程に規定することの要否は、許可届出使用者等において判断すべきものと考えます。）
5	別表 2	13 頁 35 行目	「E2. その方法が測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保することが説明できるもの」 具体的にはどのような方法を想定しているのか？事業者独自に考案した方法が認められるか？ 例えば医療用加速器や放射性同位元素からの放射線を利用した比較校正などは認められるか？	原案のとおり

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本非破壊検査工業会

番号	本文・別紙	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	本文	4頁19行目	④累積実効線量の集計・・・とあるが、累積の定義はどのようなものでしょうか？	原案のとおり（規則第20条第4項第5号の2に示すとおりです。）
2	別紙	6頁19行目	補助的に使用している電子線量計などは、JABの認定の必要は無いと思われるが、主に使用している個人線量計が故障した場合に、この補助的に使用している電子線量計の数値を参考とすることがある。この場合は、JABに認定が無い電子線量計であるがその数値を使用することは可能でしょうか？	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
3	別紙	8頁9行目	標準・基準となるもの又はそれらとの関係が明らかなものが示す値とあるが、放射線測定器の校正サービスを受けた業者が発行する校正体系図などがそれに当たると思われ、それら業者で校正された放射線測定器を基準値として、他の放射線測定器を比較校正により校正することは可能でしょうか？ または、標準照射線量率のJCSS校正が実施された線源により、距離の逆自乗法で校正する方法も考えられますが、これらの方法も関係が明らかなものが示す値として取り扱うことが可能でしょうか？	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
4	別紙	8頁13行目	JCSSにて、校正が実施できるサーベイメータは、存在するのでしょうか？	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
5	別紙	8頁13行目	日本産業規格（JIS）については、独自の視点で制定・改正されるのであ	原案のとおり

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			り、ガイド等で取り扱う際は、発行年度を指定しないと改正され内容が異なってしまう可能性があります。 JIS についての内容については、あくまで参考事項であり、もし記載内容を引用するのであれば、発行年度を指定する必要があると思われます。そのため、ガイド等では、参考として取扱として、その内容を全て別紙等に記載すべきではないでしょうか？	
6	別表3	A.	ごく一部の放射線測定器と思われますが、具体的に適用される放射線測定器は、どのようなものでしょうか？	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
7	別表3	B.、C. 及び E.	JIS の改正は、適宜実施され、その内容が変更されることがあるので、発行年度を記載すべきである。また、その内容は、あくまで参考事例であると考えられます。	上記5番と同じ

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：放射線照射工業連絡協議会

番号	本文・別紙	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	別紙	6頁19行目	JABによるISO/IEC17025の認定を取得した機関等に測定を委託する場合、認定書等の写しを保管などを求めているのでしょうか。委託する機関がJABのホームページにある機関であることの確認をすればよいのでしょうか。	原案のとおり（日本適合性認定協会（JAB）による認定を受けた機関は、JABのウェブサイト等により公知の事実であることから、委託しようとする許可届出使用者等がそれぞれに委託先から認定書等の写しを取得しておくことは必ずしも必要はないと考えます。ただし、許可届出使用者等が委託先から認定書の写しを取得して確認することを否定するものではありません。）
2	別紙	全体	コバルト線源の補充作業などでは、一時的に外部業者もその施設で放射線業務従事者にすることが申請書の添付資料へ対応するように要求されている。この場合、外部業者自ら管理している放射線測定器（個人線量計）を持参し、測定している場合、当該施設はどのような対応となるか？	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
3	別紙	8頁27行目	「許可届出使用者及び許可廃棄業者は委託する外部の機関が放射線測定	原案のとおり（御意見の内

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			<p>器を適切に点検及び校正を行っていることを確認しなければならない。」と記載されているが、具体的な確認の方法の事例を記載して欲しい。医薬品・医療機器の観点では、実地監査をしなければならないと解釈してしまう可能性があるため。</p>	<p>容は、本ガイドにおいて示す内容の範囲外のため)</p>
4	別紙	11頁 図	<p>「※【結果の確認、実施計画の評価・見直し】」、点検及び校正が、合格や補正係数等に変更が無い場合を前提した記載となっており、点検不合格や校正定数の変化があった場合、前回の点検及び校正からの測定記録の妥当性をどのように評価してよいか具体的な記載（事例）が欲しい。医薬医療機器の観点では、一般的に結果の妥当性を評価するため、前回の点検及び校正時からの結果をレビューすることが求められる。</p>	<p>原案のとおり</p>

「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正案
【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

【以下の団体等は意見なし】

- 公益社団法人 日本医師会
- 四病院団体協議会
- 日本放射性医薬品協会
- 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
- 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
- 個人線量測定機関協議会
- 一般社団法人 日本電気計測器工業会